|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時間  (2)　地震に起因し複数の火災現場に対応する標準災害シナリオ（昭和39年新潟地震を参考にした想定） | 災害状況等の推移 | 関係機関 | 関係機関の活動内容 | 道府県（防災本部）の留意事項（評価の視点） |
| 1日目 |  |  |  |  |
| 13:00  (0:00) | 地震発生（震度５強）  地震により橋梁破損、通行不能  地震により、固定泡消火設備及び防油堤一部破損  浮き屋根式屋外貯蔵タンク数基から油が溢流 | 特定事業所 | ・施設等の緊急停止措置  ・災害拡大防止上必要な施設の手動停止操作  ・人員及び施設等の被害状況を確認、点検  ・被害状況、点検結果等を公設消防機関に報告 | **・地震発生後、速やかに防災本部として機能を発揮できる体制としているか。**  *→地震に起因する石油コンビナート災害の場合、災害の態様は複合的なものとなっており、防災本部の機能は、災害対策基本法に基づく道府県災害対策本部の一部に位置づけられることが考えられる。*  **・災害対応可能な体制とした旨を各関係機関に伝達しているか。**  **・図面、資料、ホワイトボード等防災本部の運営に必要な資機材を準備しているか。**  **・無線、電話等の関係機関等との連絡を取るための手段を確保しているか。**  **・各関係機関等との連絡調整、災害の記録等の担当者を指名しているか。**  **・石油コンビナートに係る災害の状況を集約できる体制になっているか。**  *→災害の状況、今後の進展等を可能な限り正確に把握することにより、必要な資源や防災本部要員の参集等を適切に判断することが可能となる。*  **・防災本部要員の早期参集を関係機関に要請しているか。**  **・今後の災害の進展を考慮し、現地防災本部の設置準備を行っているか。** |
| 公設消防機関 | ・発災事業所からの報告内容を防災本部、市等に伝達 |
| **道府県（防災本部）** | **・防災本部の体制整備**  **・防災本部要員の参集要請**  **・情報収集及び記録を開始**  **・現地防災本部の設置準備** |
| 13:02  (0:02) | 大津波警報発表 | 特定事業所 | ・荷役中のタンカーの緊急出港措置  ・施設等の停止措置  ・防潮扉等の閉止  ・従業員等の避難 | **・大津波警報の発表を受信後、速やかに各関係機関等に伝達しているか。**  **・予想される津波の高さにより、避難勧告等の対象となる地域を的確に把握しているか。また、市町村が行う避難勧告及びその後の避難状況を随時把握しているか。**  *→道府県災害対策本部が把握するべき内容であるが、防災本部においても知っておく必要がある。*  **・特定事業所の被災状況、その職員の避難等の状況を随時把握しているか。**  *→避難勧告の対象となる地域全体の避難状況として、道府県災害対策本部での把握となることが考えられる。*  **・震源、震度情報から広域災害を想定し、緊急消防援助隊の派遣要請準備を行っているか。**  **・緊急消防援助隊の受援準備及びそのための連絡要員の確保等を行っているか。** |
| 共同防災組織 | ・防災要員の避難 |
| 海上保安部 | ・周辺海域航行中の船舶等に対する大津波警報発表の情報伝達 |
| 市町村 | ・防災行政無線、広報車等を活用した周辺住民等に対する避難勧告 |
| **道府県（防災本部）** | **・大津波警報の発表を市等に伝達**  **・避難状況の把握**  **・緊急消防援助隊の派遣要請準備** |
| 13:03  (0:03) | 火災発生（リム火災）  A事業所№１タンク（浮き屋根式屋外貯蔵タンク、貯蔵危険物：原油、5万kL、直径56.4M、高さ21.5M）(第１火点)  （避難行動中の従業員が発見） | 特定事業所（発災事業所） | ・公設消防機関に火災発生を報告  ・避難前に固定泡消火設備の作動（→地震により破損したため不作動。） | **・火災の発生及び状況等を把握し、速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、火災の発生及び状況等を各関係機関、広域共同防災組織等と共有しているか。**  *→屋外貯蔵タンクにおける防災活動については、「Ⅳ　用語の定義」（Ⅳ－11ページ参照）。*  *→浮き屋根式屋外タンクの火災形態については、「Ⅳ　用語の定義」（Ⅳ－16ページ参照）。*  *→大容量泡放射システムの運用については、「Ⅳ　用語の定義」（Ⅳ－９ページ参照）。*  **・同一ブロック内の他府県の防災本部に火災発生の連絡を行っているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・広域共同防災組織への情報伝達にあたっては、大容量泡放射システムの出動に備え、対応の可否について確認するとともに、輸送準備や輸送経路の選定等を促しているか。**  *→地震の影響による消防力の不足等を考慮し、災害が拡大することを念頭において先手を打つことも防災本部* |
| 広域共同防災組織 | ・大容量泡放射システムの出動準備  ・他ブロックの広域共同防災組織への連絡 |
| 公設消防機関 | ・火災発生を防災本部等に伝達 |
| **道府県（防災本部）** | **・火災発生を国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達**  **・災害状況、対応状況等の把握**  **・石油コンビナート等防災計画により泡消火薬剤の保有量を確認**  **・大容量泡放射システムの要請を調整**  **・大容量泡放射システムの搬送経路の被害状況を確認、検討** |
| 13:04  (0:04) | 危険物大量漏えい発生  払い出し中の№１０１タンク（固定屋根式屋外貯蔵タンク、貯蔵危険物：第１石油類　ナフサ）の払い出し配管が破損し、緊急遮断弁が作動せず、ナフサが防油堤内に大量漏えい  （避難行動中の従業員が発見） | 特定事業所（発災事業所） | ・公設消防機関に漏えい発生を報告 | **・危険物の漏えい、海上流出事故の発生及び状況等を把握し、速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、危険物の漏えい、海上流出事故の発生及び状況等を各関係機関と共有しているか。（海上流出については、特に海上保安部及び地方整備局等の港湾管理、海上の環境保全等に係る機関への速やかな情報提供が必要）**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。** |
| 公設消防機関 | ・漏えい状況を防災本部に伝達 |
| **道府県(防災本部)** | **・漏えい状況を国に報告、関係機関に伝達** |
| 13:10  (0:10) |  | 道府県（防災本部） | ・防災ヘリコプターによりコンビナート被害について情報収集  ・道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動要請について検討、調整 | **・火災が発生したタンクや周囲のタンクの状況確認のため、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）を活用しているか。** |
| 13:33  (0:33) | 津波来襲（第１波）波高3.0M  防油堤を超えた津波により、№１０１タンクの払い出し配管から漏えいしたナフサが津波により敷地内に拡大 | 特定事業所（発災事業所） | ・津波来襲による被害の把握（屋外貯蔵タンクの浮き屋根からの溢流の状況、油の滞留、沈降等を確認、また、溢流した浮き屋根式屋外貯蔵タンクの油種等を確認し状況の評価を行う。） | **（津波の来襲以降）**  **・関係機関との情報共有を図り、被害状況、住民等の避難状況、医療機関情報等の把握に努めているか。**  *→特に情報の入ってこない市町村等にあっては、甚大な被害が発生している恐れがあることに留意する必要がある。*  **・被害状況及び災害の発生状況等の把握にあたり、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）、高所カメラ、メディア（テレビ、ラジオ等）等を活用しているか。特に、メディア等による情報が入ってこない地域への配慮がなされているか。**  *→災害の状況を早期に把握するためには、関係機関とのやりとりだけでなく、あらゆる方法を用いて多角的に情報収集を実施することが必要となる。*  **・津波警報解除後の活動等を踏まえ、自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請を行っているか。**  **・被害状況を把握するため、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）、高所カメラ等を活用しているか。**  *→津波警報発令中においては、現場に近づくことが困難な場合が想定されるため、航空機等による情報収集は有効な手段である。* |
| 公設消防機関 | ・津波襲来による被害の把握 |
| **道府県（防災本部）** | **・津波襲来による被害の把握（住民や特定事業所の従業員は避難していることを踏まえ調査を行う。）** |
| 13:50  (0:50) |  | **道府県（防災本部）** | **・道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請**  **・道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請したことを関係機関に伝達** | **・緊急消防援助隊の調整本部等を通じて出動の調整をしているか。**  *→緊急消防援助隊等の応援隊は、すでに被災各地における消火、救助、救護活動等に従事していることを考慮し、早い段階から出動要請についての調整が必要となる。*  **・防災本部要員を通じ、道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請したことを各関係機関と共有しているか。** |
| 14:00  (1:00) | リング火災に進展（№１タンク）（第１火点）  （防災ヘリコプターの画像伝送により確認） | 特定事業所（発災事業所） | ・被害状況の把握 | **・リング火災に進展したことを速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、リング火災に進展したことを各関係機関、広域共同防災組織等と共有しているか。**  **・広域共同防災組織が他地区の広域共同防災組織へ連絡等を行っていることを把握しているか。**  **・同一ブロック内の他府県の防災本部にリング火災に進展したことの連絡を行っているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・警察機関と周辺道路における交通規制の追加実施の必要性、規制範囲等について調整しているか。**  **・海上保安部と周辺海域における航行規制の追加実施の必要性、規制範囲等について調整しているか。**  **・不足するおそれのある防災資機材等について、近隣道府県等からの調達を検討しているか。**  *→今後、さらに災害が拡大することを考慮したうえでの判断が求められる。* |
| 公設消防機関 | ・被害状況の把握 |
| 道府県（防災本部） | ・リング火災に進展したことを公設消防機関へ伝達  ・リング火災に進展したことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達  ・泡消火薬剤等の防災資機材調達（近隣都道府県等）についての検討 |
| 14:06  (1:06) | 津波来襲（第２波）波高2.5M | 特定事業所（発災事業所） | ・津波来襲による被害の把握（屋外貯蔵タンクの浮き屋根からの溢流の状況、油の滞留、沈降等を確認、また、溢流した浮き屋根式屋外貯蔵タンクの油種等を確認し状況の評価を行う。） | **・関係機関との情報共有を図り、被害状況、住民等の避難状況、医療機関情報等の把握に努めているか。**  **・被害状況及び災害の発生状況等の把握にあたり、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）、高所カメラ、メディア（テレビ、ラジオ等）等を活用しているか。特に、メディア等による情報が入ってこない地域への配慮がなされているか。**  **・被害状況を把握するため、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）、高所カメラ等を活用しているか。** |
| 公設消防機関 | ・津波襲来による被害の把握 |
| 道府県（防災本部） | ・津波襲来による被害の把握（住民や特定事業所の従業員は避難していることを踏まえ調査を行う。） |
| 14:25  (1:25) | 火災発生（A事業所内電気室付近から出火）  №１０１原油タンクから漏えいし、津波により拡大したナフサが電気室周辺の火災により引火（第２火点）  （防災ヘリコプターの画像伝送により確認） | 特定事業所（発災事業所） | ・被害状況の把握 | **・火災の発生及び状況等を把握し、速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、火災の発生及び状況等を各関係機関、広域共同防災組織等と共有しているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・防災ヘリコプターからの映像による情報を各機関と共有しているか。**  *→津波警報中であるため現場へ接近できないことから防災ヘリコプター、高所カメラ等による情報により被害状況を把握することも必要となる。* |
| 公設消防機関 | ・被害状況の把握 |
| 道府県（防災本部） | ・公設消防機関へ火災発生を伝達 |
| 14:32  (1:32) | 津波来襲（第３波）波高1.8M  引火したナフサによる火面が津波によりさらに拡大 | 特定事業所（発災事業所） | ・津波来襲による被害の把握（火面拡大区域、屋外貯蔵タンクの浮き屋根からの溢流の状況、油の滞留、沈降等を確認、また、溢流した浮き屋根式屋外貯蔵タンクの油種等を確認し状況の評価を行う。） | **・関係機関との情報共有を図り、被害状況、住民等の避難状況、医療機関情報等の把握に努めているか。**  **・被害状況及び災害の発生状況等の把握にあたり、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）、高所カメラ、メディア（テレビ、ラジオ等）等を活用しているか。特に、メディア等による情報が入ってこない地域への配慮がなされているか。**  **・被害状況を把握するため、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）、高所カメラ等を活用しているか。** |
| 公設消防機関 | ・津波襲来による被害の把握 |
| 道府県（防災本部） | ・津波襲来による被害の把握（住民や特定事業所の従業員は避難していることを踏まえ調査を行う。） |
| 15:30  (2:30) | 津波警報解除 | 特定事業所（発災事業所） | ・第２火点の対応策を公設消防機関と検討  ・施設等の点検を開始 | **・津波警報の解除を受信後、速やかに各関係機関に伝達しているか。**  **・津波による被害の状況等を把握し、速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、各関係機関が把握する被害状況、活動状況等を把握しているか。** |
| 公設消防機関 | ・第２火点の対応策を特定事業所と検討  ・被害状況を防災本部に報告 |
| 道府県（防災本部） | ・津波警報の解除を市等に伝達  ・被害状況を国に報告、関係機関に伝達  ・被害状況を勘案し調整の結果、第２火点を優先に防御することを決定  ・第１火点は延焼阻止を中心に対応することを決定  ・火炎の影響のある場所は、避難の継続を決定 |
| 市町村 | ・住民等への広報 |
| 15:34  (2:34) |  | 特定事業所（発災事業所） | ・自衛消防組織が災害現場（第２火点）に到着  ・石油コンビナート等特別防災区域協議会等への応援要請 |  |
| 共同防災組織 | ・共同防災組織が災害現場（第２火点）に到着 |
| 公設消防機関 | ・第２火点の火災状況を防災本部に伝達 |
| 道府県（防災本部） | ・第２火点の火災状況を国に報告 |
| 15:40  (2:40) | 大容量泡放射システム出動の決定 | 特定事業所（発災事業所） | ・広域共同防災組織に対し、大容量泡放射システムの出動を要請  ・大容量泡放射システムの出動を要請したことを公設消防機関に伝達 | **・大容量泡放射システムの出動要請があったことを速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、大容量泡放射システムの出動要請があったことを各関係機関と共有しているか。**  **・同一ブロック内の他府県の防災本部に大容量泡放射システムの出動要請があったことの連絡を行っているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・大容量泡放射システムの輸送経路の関係府県から、輸送経路に係る道路情報等を収集しているか。また、その情報を広域共同防災組織に提供しているか。**  **・大容量泡放射システムの出動要請に伴い、警察機関に対して警察車両による先導について調整しているか。**  **・大容量泡放射システムの出動要請に伴い、広域共同防災組織に対して出動準備の進捗状況、輸送経路、輸送車両の手配状況、現場到着の見込み時間等を確認しているか。**  **・大容量泡放射システムの現場到着の見込み時間等について、防災本部要員を通じて公設消防機関に伝達しているか。**  *→大容量泡放射システムの到着時間によって、到着までの消火活動、戦術等が変わってくることが考えられることから、公設消防機関への情報提供が必要となる。*  **・道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の出動要請等について検討、調整しているか。**  *→タンク全面火災に進展した場合、既存の消防力及び大容量泡放射システムの配備によって対応しきれるかどうかを考慮する必要がある。* |
| 広域共同防災組織 | ・大容量泡放射システムの出動準備、調整  ・他ブロックの広域共同防災組織への連絡 |
| 公設消防機関 | ・大容量泡放射システムの出動を要請したことを防災本部に伝達 |
| 警察機関 | ・大容量泡放射システムの出動に伴う先導要領等について検討、調整 |
| 道府県（防災本部） | ・大容量泡放射システムの出動要請があったことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達  ・大容量泡放射システムの出動に伴う調整 |
| 15:45  (2:45) |  | 道府県（防災本部） | ・現地防災本部設置  ・現地防災本部を設置したことを関係機関に伝達 | **・情報連絡系統がされる場合があることから、速やかに関係機関へ現地本部を設置したことを伝達しているか。** |
| 16:00  (3:00) | №１タンク浮き屋根が沈降し、タンク全面火災に進展（第１火点） | 公設消防機関 | ・全面火災に進展したことを防災本部に伝達 | **・全面火災に進展したことを速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、全面火災に進展したことを各関係機関と共有しているか。**  **・同一ブロック内の他府県の防災本部に全面火災に進展したことの連絡を行っているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・災害に関する情報、関係機関による対応状況等を取りまとめ、住民広報及び報道対応等ができる準備を整えているか。** |
| 海上保安部 | ・海上から冷却散水活動を開始 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・全面火災に進展したことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達  ・住民等への広報、報道対応等について検討 |
| 16:20  (3:20) | 火災発生（タンク部分火災）  A事業所№３０１タンク（固定屋根式屋外貯蔵タンク、貯蔵危険物：第１石油類　ガソリン、2万kL直径40.0M、高さ17.5M、）（電気室周辺の火災が延焼し、№３０１タンク屋根部が放爆。屋根の破損部から火炎が噴出）（第２火点拡大） | 特定事業所（発災事業所） | ・公設消防機関へ状況報告  ・固定泡消火設備の作動確認  ・他タンクへの内容物移送を検討  ・泡消火薬剤等の防災資機材調達（近隣特定事業所等） | **・火災の発生及び状況等を把握し、速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、火災の発生及び状況等を各関係機関、広域共同防災組織等と共有しているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・第１火点と第２火点の情報を明確に区別して整理できているか。**  **・第２火点に必要な消防力及び現在の消防力について把握できているか。また、把握しようとしているか。**  *→固定屋根式屋外タンク貯蔵所の火災形態については、「Ⅳ　用語の定義」（Ⅳ―18参照）* |
| 公設消防機関 | ・他タンクに延焼拡大したことを防災本部に伝達  ・泡消火薬剤等の防災資機材調達（近隣特定事業所等） |
| 警察機関 | ・周辺道路における交通規制の検討及び実施 |
| 海上保安部 | ・周辺海域における航行規制の検討及び実施 |
| 市町村 | ・住民等への広報 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・他タンクに延焼拡大したことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達  ・泡消火薬剤等の防災資機材調達（近隣特定事業所等）  ・交通規制、航行規制等について調整 |
| 16:30  (3:30) | 第２火点に消防隊到着 | 特定事業所（発災事業所） | ・公設消防隊の誘導  ・災害及び対応状況等を消防現地指揮本部に報告  ・公設消防隊と活動方針等の検討（電気室火災と№３０１タンク火災）  ・№３０１タンクの固定泡消火設備作動 |  |
| 公設消防機関 | ・公設消防機関到着  ・道府県内消防応援隊到着（→その後、他の道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊が順次到着する。）  ・第２火点付近に消防現地指揮本部を設置  ・特定事業所（発災事業所）からの情報収集  ・活動方針を決定し、防ぎょ活動（公設消防の一部、道府県内の応援隊を第１火点の延焼阻止隊として振り分け転戦）  ・3点セット（№３０１タンク火災）による防ぎょ開始 |
| 17:00  (4:00) | 大容量泡放射システムの輸送を開始 | 特定事業所（発災事業所） | ・大容量泡放射システムの輸送が開始されたことを事業所現地指揮本部、消防現地指揮本部において共有  ・大容量泡放射システムの活用を踏まえた消火戦術の検討 | **・大容量泡放射システムの輸送が開始されたことを国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、大容量泡放射システムの輸送が開始されたことを各関係機関と共有しているか。**  **・同一ブロック内の他府県の防災本部に大容量泡放射システムの輸送が開始されたことの連絡を行っているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・大容量泡放射システムの輸送経路、現場到着見込み時間等について広域共同防災組織から情報を収集し、防災本部要員を通じて公設消防機関に伝達しているか。**  **・泡消火薬剤の不足に備え、近隣道府県等に調達の手配をしているか。また、国に対しての調整依頼を検討しているか。**  *→大容量泡放射システムが到着後、一斉に泡放射して火勢の制圧を図ることが考えられることから、泡消火薬剤を十分に確保できるように努める必要がある。* |
| 広域共同防災組織 | ・大容量泡放射システムの輸送を開始  ・大容量泡放射システムの輸送を開始したことを発災事業所、防災本部等に伝達 |
| 公設消防機関 | ・大容量泡放射システムの活用を踏まえた消火戦術の検討 |
| 警察機関 | ・大容量泡放射システムの輸送開始に伴い警察車両による先導を開始 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・大容量泡放射システムの輸送が開始されたことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達 |
| 17:32  (4:32) | №３０１タンク消火（固定泡消火設備及び3点セットにより消火）（第２火点） | 特定事業所（発災事業所） | ・施設の被害状況の確認  ・再着火防止措置の実施 |  |
| 公設消防機関 | ・№３０１タンクの火災を消火したことを防災本部に伝達 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・№３０１タンクの火災を消火したことを国に報告、関係機関に伝達 |
| 18:00  (5:00) | 道路状況の不良等により大容量泡放射システムの到着が大幅に遅れる旨の連絡 | 広域共同防災組織 | ・道路状況の不良等により大容量泡放射システムの到着が大幅に遅れる旨を発災事業所、防災本部等に伝達 | **・防災本部要員を通じ、大容量泡放射システムの到着が大幅に遅れることを各関係機関と共有しているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。** |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・大容量泡放射システムの到着が大幅に遅れる旨の連絡があったことを国に報告、関係機関に伝達 |
| 19:00  (6:00) | 鎮圧（第２火点） | 特定事業所（発災事業所） | ・施設の被害状況、火災発生タンクの内容物、他タンクへの移送状況等を確認及び消防現地指揮本部に報告  ・残火処理活動 | **・火災が鎮圧したことを国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、火災が鎮圧したことを各関係機関と共有しているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。** |
| 公設消防機関 | ・鎮圧したことを防災本部に伝達  ・第１火点へ部隊の転戦を検討（№１タンク延焼阻止）  ・残火処理活動 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・鎮圧したことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達  ・住民等への広報、報道対応等について検討 |
| 21:00  (8:00) | 鎮火（第２火点） | 公設消防機関 | ・鎮火確認  ・最終的な被害状況等を確認  ・鎮火及び最終的な被害状況等を防災本部に伝達  ・第１火点転戦 | **・火災が鎮火したことを国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、火災が鎮火したことを各関係機関と共有しているか。**  **・同一ブロック内の他府県の防災本部に火災が鎮火したことの連絡を行っているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。** |
| 2日目 |  |  |  |  |
| 1:30  (12:30) | №１タンク　ボイルオーバー発生の兆候（第１火点） | 特定事業所（発災事業所） | ・自衛防災組織等に対する退避命令の周知  ・事業所現地指揮本部の設置位置の移動を検討 | **・ボイルオーバーの発生兆候があることを速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、ボイルオーバーの発生兆候があることを各関係機関と共有しているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・活動中の隊員等の退避の進捗状況、受傷状況等を逐次把握するようにしているか。**  **・避難所等への影響を及ぼす可能性があるか等を考慮し、広報及び報道対応等について検討しているか。** |
| 公設消防機関 | ・活動隊員等に対する退避命令の周知  ・消防現地指揮本部の設置位置の移動を検討  ・ボイルオーバーの発生兆候があることを防災本部に伝達 |
| 海上保安部 | ・活動中の巡視艇に対する退避命令の周知 |
| 市町村 | ・住民等への広報 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・ボイルオーバーの発生兆候があることを国に報告、関係機関に伝達  ・活動中の隊員等の退避状況確認  ・住民等への広報、報道対応等について検討 |
| 2:00  (13:00) | №１タンク　ボイルオーバー発生、火勢拡大（第１火点） | 特定事業所（発災事業所） | ・退避場所、距離等の適否判断  ・自衛防災組織の隊員、従業員等の退避状況、受傷、資機材損傷の有無等を把握  ・災害状況の把握  ・活動方針の検討及び共有 | **・ボイルオーバーが発生し、火勢が拡大したことを速やかに国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、ボイルオーバーが発生し、火勢が拡大したことを各関係機関と共有しているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・災害状況の把握にあたっては、防災ヘリコプター等を活用しているか。**  **・道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊等による追加の応援について検討しているか。**  *→ボイルオーバーの発生を受けて、今後到着予定の応援隊によって消防力が足りるか、消防現地指揮本部の判断を確認しながら検討する必要がある。*  **・活動隊員等の受傷状況の有無の把握に努めているか。**  *→状況によっては日本赤十字社、道府県医師会等に医療機関の受入状況、医療救護班の派遣等について確認及び調整することも考慮する。*  **・火勢の拡大から周辺住宅地、避難所等への延焼、臭気、煙の流入等の影響があるか等考慮し、広報及び報道対応等について検討しているか。** |
| 公設消防機関 | ・退避場所、距離等の適否判断  ・活動隊員等の退避状況、受傷、資機材損傷の有無等を把握  ・災害状況の把握  ・退避状況、災害状況等を防災本部に伝達  ・活動方針の検討及び共有 |
| 海上保安部 | ・退避距離等の適否判断  ・巡視艇及び活動隊員等の受傷、資機材損傷の有無等を把握  ・災害状況の把握  ・活動方針の検討及び共有 |
| 市町村 | ・住民等への広報 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・活動中の隊員等の退避状況、災害状況等を把握  ・ボイルオーバーの発生及び災害の状況等を国に報告、関係機関に伝達  ・住民等への広報、報道対応等について検討 |
| 3:00  (14:00) | №１タンク　ボイルオーバー終息（第１火点） | 特定事業所（発災事業所） | ・ボイルオーバーによる施設等の被害、延焼拡大状況等を把握  ・今後の活動方針を事業所現地指揮本部、消防現地指揮本部において共有  ・活動再開 | **・ボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況等を国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、ボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況等を各関係機関と共有しているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・ボイルオーバーの発生による被害の拡大、周辺住宅地、避難所等への影響の有無等を取りまとめ、広報及び報道対応等に活用できるようにしているか。** |
| 公設消防機関 | ・ボイルオーバーによる施設等の被害、延焼拡大状況等を把握  ・ボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況を防災本部に伝達  ・今後の活動方針を事業所現地指揮本部、消防現地指揮本部において共有  ・活動再開 |
| 海上保安部 | ・防災本部からの情報によりボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況を把握  ・活動再開  ・周辺海域における危険物の流出有無等の被害状況を把握  ・周辺海域の被害状況を防災本部に伝達 |
| 市町村 | ・住民等への広報 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・ボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況を国に報告、関係機関に伝達  ・周辺海域の被害状況を国に報告、関係機関に伝達  ・住民等への広報、報道対応等について検討 |
| 3:30  (14:30) | 大容量放射システム現場到着 | 特定事業所（発災事業所） | ・大容量泡放射システムの設定を開始 | **・大容量泡放射システムが到着したことを国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、大容量泡放射システムが到着したことを各関係機関と共有しているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。** |
| 広域共同防災組織 | ・大容量泡放射システムが現場到着 |
| 公設消防機関 | ・大容量泡放射システムの到着を防災本部に伝達 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・大容量泡放射システムの到着を国に報告、関係機関に伝達 |
| 5:30  (16:00) | 大容量泡放射システム設定完了 | 広域共同防災組織 | ・大容量泡放射システムの設定を完了  ・大容量泡放射システムからの放水開始 |  |
| 公設消防機関 | ・大容量泡放射システムからの放水開始等を防災本部に伝達 |
| 7:45  (18:45) | 鎮圧（第１火点） | 特定事業所（発災事業所） | ・施設等の点検  ・残火処理活動 | **・火災が鎮圧したことを国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、火災が鎮圧したことを各関係機関と共有しているか。**  **・同一ブロック内の他府県の防災本部に火災が鎮圧したことの連絡を行っているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・災害の終息に向けて住民等への広報、報道対応等に必要な情報を取りまとめているか。**  **・交通規制、航行規制等の範囲縮小、解除について海上保安部、警察機関等と調整しているか。** |
| 公設消防機関 | ・鎮圧したことを防災本部に伝達  ・部隊縮小の検討  ・残火処理活動 |
| 警察機関 | ・交通規制の解除 |
| 海上保安部 | ・周辺海域における危険物の流出有無等の被害状況を確認  ・航行規制の解除 |
| 市町村 | ・住民等への広報 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・鎮圧したことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達  ・災害の経過、被害状況等の取りまとめ  ・住民等への広報、報道対応等について検討  ・交通規制、航行規制等の縮小、解除について調整 |
| 10:00  (21:00) | 鎮火（第１火点） | 特定事業所（発災事業所） | ・最終的な被害状況等を確認  ・事業所内の他の施設について、津波被害の状況を確認  ・事業所全体の津波被害の状況を防災本部に報告  ・施設等の点検 | **・火災が鎮火したことを国に報告しているか。**  **・防災本部要員を通じ、火災が鎮火したことを各関係機関と共有しているか。**  **・同一ブロック内の他府県の防災本部に火災が鎮火したことの連絡を行っているか。**  **・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。**  **・住民等への広報、報道対応等に必要な情報を取りまとめ、広報要領、発表内容等について検討しているか。**  **・鎮火を受けて関係市町村に住民広報に際して必要となる情報等を提供できているか。**  **・事業所全体の施設の被害の状況を把握しているか。**  *→特に、浮き屋根式の屋外貯蔵タンクの浮き屋根が沈下した場合は、全面火災の発生が危惧されるため、事業所全体の被害状況も確認する必要がある。* |
| 公設消防機関 | ・鎮火確認  ・最終的な被害状況等を確認  ・鎮火及び最終的な被害状況等を防災本部に伝達 |
| 海上保安部 | ・周辺海域における危険物の流出有無等の被害状況を確認 |
| 市町村 | ・住民等への広報 |
| 道府県（防災本部、現地防災本部） | ・鎮火及び最終的な被害状況等を国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一地区内の他府県の防災本部等に伝達  ・災害の経過、被害状況等の取りまとめ  ・住民等への広報、報道対応等について検討  ・事業所全体の被害の状況を把握 |